

日 薬 情 発 第 49 号
令 和 3 年 6 月 10 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日本薬剤師会
担当副会長 川上 純一

「使用上の注意」等の改訂について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
標記について、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課より、別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせいたします。
会務ご多用のところ恐縮ながら、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。



事務連絡
令和3年6月3日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

「使用上の注意」等の改訂について

医薬品の安全対策については、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、別添のとおり、日本製薬団体連合会安全性委員会委員長宛て通知しましたのでお知らせします。



薬生安発 0603 第 1 号
令和 3 年 6 月 3 日

日本製薬団体連合会
安全性委員会委員長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長

「使用上の注意」等の改訂について

令和 3 年度第 7 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（令和 3 年 5 月 24 日開催）における審議結果等を踏まえ、医薬品の「使用上の注意」等の改訂が必要と考えますので、下記のとおり必要な措置を講ずるよう貴会会員に周知徹底方お願い申し上げます。

記

別紙のとおり、速やかに添付文書を改訂し、医薬関係者等への情報提供等の必要な措置を講ずること。

また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 52 条の 2 第 1 項に規定する届出が必要な医薬品の添付文書を改訂する場合については、法第 52 条の 3 第 2 項に基づき独立行政法人医薬品医療機器総合機構宛て届出を行うこと。

クロザリル患者モニタリングサービス運用手順についても、令和 3 年度第 7 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会における審議結果を踏まえ、速やかに改訂し、医薬関係者等への情報提供等の必要な措置を講ずること。

別紙

【薬効分類】117 精神神経用剤

【医薬品名】クロザビン

【措置内容】以下のように使用上の注意を改めること。

【「医療用医薬品の添付文書等の記載要領について」（平成29年6月8日付け薬生発0608第1号局長通知）に基づく改訂
(新記載要領)】

		下線は変更箇所
	現行	改訂案
2. 禁忌	CPMSで定められた血液検査の中止基準により、本剤の投与を中止したことのある患者「無顆粒球症が発現するおそれがある。」	2. 禁忌 CPMSで定められた血液検査の中止基準により本剤の投与を中止し、CPMSで定められた再投与検討基準に該当しない患者「無顆粒球症が発現するおそれがある。」
8. 重要な基本的注意	無顆粒球症又は重度の好中球減少症の既往歴のある患者「無顆粒球症が発現するおそれがある。」	8. 重要な基本的注意 白血球数が3,000/ mm^3 未満又は好中球数が1,500/ mm^3 未満を示した場合（下表③の範囲）は、直ちに本剤の投与を中止した上で血液内科医に連絡し、下表①の範囲に回復するまで血液検査を毎日行い、少なくとも回復後4週間までは血液検査を週1回以上行

うとともに感染の徵候（発熱、咽頭痛等の感冒様症状等）を注意深く観察し、感染予防をするなど適切な処置を行うこと。

白血球数及び好中球数が下表③の範囲に減少することにより本剤の投与を中止した場合には、投与中止後に回復しても本剤を再投与してはならない。本剤の再投与後、短期間で白血球減少症、好中球減少症が再発したとの報告がある。

最初の26週間の白血球数及び好中球数が下記のいずれかであり、かつ血液障害以外の理由による中断が1週間未満の場合には、その後の血液検査は2週間に1回の頻度で行うことができる。ただし、1週間以上の投与中断があった場合には、投与再開より26週間は血液検査を週1回行うこと。

液検査を週1回以上行うとともに感染の徵候（発熱、咽頭痛等の感冒様症状等）を注意深く観察し、感染予防をするなど適切な処置を行うこと。

白血球数及び好中球数が下表③の範囲に減少することにより本剤の投与を中止した場合には、投与中止後に回復してもCPMSで定められた再投与検討基準に該当しない限り本剤を再投与してはならない。再投与の可否についてはCPMSで定められた血液内科医等に相談すること。なお、再投与を行う場合、再投与開始から26週間は週1回の血液検査を行うこと。また、条件を満たした場合には、26週以降は2週に1回、再投与開始から52週以降は4週に1回の血液検査とすることができます。本剤の再投与後、短期間で白血球減少症、好中球減少症が再発したとの報告がある。

最初の26週間の白血球数及び好中球数が下記のいずれかであり、かつ血液障害による理由による中断が1週間未満の場合には、その後の血液検査は中断前の頻度で行うことができる。ただし、1週間以上の投与中断があった場合には、投与再開より26週間は血液検査を週1回行うこと。なお、条件を満たした場合は、26週以降は2週に1回、投与再開から52週以降は4週に1回の血液検査とすることができます。

・下表①の範囲を維持

・白血球数が4,000/ mm^3 未満3,500/ mm^3 以上かつ好中球数が

・下表①の範囲を維持

・白血球数が4,000/ mm^3 未満3,500/ mm^3 以上かつ好中球数が

2,000/mm³以上となつたが下表①の範囲に回復

表) 本剤投与開始基準及び本剤投与中の検査頻度と中止基準

2,000/mm ³ 以上となつたが下表①の範囲に回復			2,000/mm ³ 以上となつたが下表①の範囲に回復		
表) 本剤投与開始基準及び本剤投与中の検査頻度と中止基準			表) 本剤投与開始基準及び本剤投与中の検査頻度と中止基準		
白血球数 (/mm ³)	好中球数 (/mm ³)	処置	白血球数 (/mm ³)	好中球数 (/mm ³)	処置
4,000以上 かつ2,000以上	4,000以上 かつ2,000以上	<p>① 投与開始可能。 投与継続可能。</p> <p>投与開始から最初の26週間は血液検査を週1回行うこと。なお、26週間以降は、条件を満たした場合に2週に1回の血液検査とすることができる。 ただし、2週に1回の血液検査とすることができる。 移行した後、4週間以上の投与中断があった場合には、再投与開始から26週間は週1回の血液検査を行うこと。</p> <p>②</p>	3,000以上4,000未満 又は 1,500以上2,000未満	3,000以上4,000未満 又は 1,500以上2,000未満	<p>①の範囲に回復するまで血液検査を週2回以上行い、注意しながら投与継続可能。</p> <p>② ①の範囲に回復するまで血液検査を週2回以上行い、注意しながら投与継続可能。</p>
2,000/mm ³ 以上となつたが下表①の範囲に回復	2,000/mm ³ 以上となつたが下表①の範囲に回復	①の範囲に回復するまで血液検査を週2回以上行い、注意しながら投与継続可能。			

③	3,000未満 又は1,500未満	直ちに投与を中止し、①の範囲に回復するまで血液検査を毎日行い、十分な感染症対策を行う。回復後も再投与は行わない。なお、少なくとも回復後4週間までは血液検査を週1回以上行うこと。
	3,000未満 又は1,500未満	直ちに投与を中止し、①の範囲に回復するまで血液検査を毎日行い、十分な感染症対策を行う。少なくとも回復後4週間までは血液検査を週1回以上行うこと。

好酸球增多症の報告があるので、好酸球数が $3,000/\text{mm}^3$ 以上を示した場合には投与を中止することが望ましい。異常が認められた場合には、血液内科医に相談するなど、適切な処置を行うこと。なお、投与再開は好酸球数が $1,000/\text{mm}^3$ 未満に回復した場合のみ行うこと。

血小板減少症の報告があるので、血小板数が $50,000/\text{mm}^3$ 未満を示した場合は投与を中止することが望ましい。異常が認められた場合には、血液内科医に相談するなど、適切な処置を行うこと。

9. 特定の背景を有する患者に関する注意
 - 9.1 合併症・既往症等のある患者
(新設)

9. 特定の背景を有する患者に関する注意
 - 9.1 合併症・既往症等のある患者
CPMSで定められた血液検査の中止基準により、本剤の投与を中止したことのある患者 (CPMSで定められた再投与検討基準に該当しない患者を除く)

無顆粒球症が発現するおそれがあるため、CPMSで定められた血液内科医等との連携のもとで投与を行うこと。CPMSで定められた血液検査の中止基準により中止した後に再投与した患者では、無顆粒球症を含む血球減少関連の事象が初回投与時と比較し早期に再発し、重症例が多かったとの報告がある。

無顆粒球症又は重度の好中球減少症の既往歴のある患者CPMSで定められた血液内科医等との連携のもとで投与を行うこと。無顆粒球症が発現するおそれがある。